

※2. 地域Ⅱにおける断熱工事の断熱材の厚さは、次による。

(1) 気密住宅とする場合

部位	断熱材	断熱材の種類・厚さ (単位:ミリメートル)				
		A	B	C	D	E
屋根又は屋根直下の天井		90	80	70	60	50
壁		50	45	40	35	30
床	外気に接する床	畳敷きの床	80	70	60	50
		板敷きの床	100	90	75	65
	その他の床	畳敷きの床	35	30	25	25
		板敷きの床	55	50	45	35
土間床等の外周部	外気に接する土間床等の外周部	10	10	10	10	5
	その他の土間床等の外周部					

(2) 気密住宅以外とする場合

部位	断熱材	断熱材の種類・厚さ (単位:ミリメートル)				
		A	B	C	D	E
屋根又は屋根直下の天井		120	105	90	80	65
壁		65	55	50	45	35
床	外気に接する床	畳敷きの床	95	85	75	65
		板敷きの床	120	105	90	80
	その他の床	畳敷きの床	60	55	45	40
		板敷きの床	85	75	65	55
土間床等の外周部	外気に接する土間床等の外周部	25	20	20	15	15
	その他の土間床等の外周部					

※3. 地域Ⅲにおける断熱工事の断熱材の厚さは、次による。

(1) 気密住宅とする場合

部位	断熱材	断熱材の種類・厚さ (単位:ミリメートル)				
		A	B	C	D	E
屋根又は屋根直下の天井		70	60	55	45	40
壁		50	45	40	35	30
床	外気に接する床	畳敷きの床	80	70	60	50
		板敷きの床	100	90	75	65
	その他の床	畳敷きの床	35	30	25	25
		板敷きの床	55	50	45	35
土間床等の外周部	外気に接する土間床等の外周部	10	10	10	10	5
	その他の土間床等の外周部					

(2) 気密住宅以外とする場合

部位	断熱材	断熱材の種類・厚さ (単位:ミリメートル)				
		A	B	C	D	E
屋根又は屋根直下の天井		85	75	65	55	45
壁		65	55	50	45	35
床	外気に接する床	畳敷きの床	95	85	75	65
		板敷きの床	120	105	90	80
	その他の床	畳敷きの床	60	55	45	40
		板敷きの床	85	75	65	55
土間床等の外周部	外気に接する土間床等の外周部	25	20	20	15	15
	その他の土間床等の外周部					

※4. 地域IVにおける断熱工事の断熱材の厚さは、次による。

(1) 気密住宅とする場合

部位	断熱材の種類・厚さ (単位:ミリメートル)				
	A	B	C	D	E
屋根又は屋根直下の天井	70	60	55	45	40
壁	45	40	35	30	25
床	外気に接する床	畳敷きの床	35	30	25
		板敷きの床	55	50	45
	その他の床	畳敷きの床	5	5	5
		板敷きの床	30	25	20
土間床等	外気に接する土間床等の外周部				
	その他の土間床等の外周部				

(2) 気密住宅以外とする場合

部位	断熱材の種類・厚さ (単位:ミリメートル)				
	A	B	C	D	E
屋根又は屋根直下の天井	85	75	65	55	45
壁	45	40	35	30	25
床	外気に接する床	畳敷きの床	45	40	35
		板敷きの床	70	60	55
	その他の床	畳敷きの床	15	15	15
		板敷きの床	40	35	30
土間床等	外気に接する土間床等の外周部				
	その他の土間床等の外周部				

※5. 地域Vにおける断熱工事の断熱材の厚さは、次による。

(1) 気密住宅とする場合

部位	断熱材の種類・厚さ (単位:ミリメートル)				
	A	B	C	D	E
屋根又は屋根直下の天井	70	60	55	45	40
壁	30	25	25	20	15
床	外気に接する床	畳敷きの床	20	20	15
		板敷きの床	45	40	35
	その他の床	畳敷きの床			
		板敷きの床	20	20	15
土間床等	外気に接する土間床等の外周部				
	その他の土間床等の外周部				

(2) 気密住宅以外とする場合

部位	断熱材の種類・厚さ (単位:ミリメートル)				
	A	B	C	D	E
屋根又は屋根直下の天井	85	75	65	55	45
壁	30	25	25	20	15
床	外気に接する床	畳敷きの床	25	20	20
		板敷きの床	45	40	35
	その他の床	畳敷きの床			
		板敷きの床	25	20	20
土間床等	外気に接する土間床等の外周部				
	その他の土間床等の外周部				

- (注) 1. 土間床等の外周部の断熱材の厚さは、基礎の外側又は内側に地盤面に垂直に施工される断熱材の厚さを示すものとする。
 2. 1つの住宅において異なった住宅の種類の部位が混在している場合においては、それぞれの住宅の種類の部位の断熱材の熱抵抗の値（付録6）を適用するものとする。

- III.5.4 断熱材の厚さの
 特例
 ※1. 床に建材疊床等を使用する場合にあっては板敷きの床の断熱材の熱抵抗の値（付録6）より当該建材疊床等に使用されている断熱材の熱抵抗の値を減じた値による厚さの断熱材とすることができます。
 ※2. 特別の事由により、一つの部位でIII.5.3（断熱材の厚さ）の表の断熱材の厚さを減ずる場合にあっては、他のすべての部位の断熱材の厚さに、当該部位で減じた断熱材の厚さに相当する熱抵抗の値に相当する断熱材の厚さを付加するものとする。（付録3及び6参照）

断熱性能

省エネルギータイプに適合する工事を行う場合の断熱に関する基準では、原則として次の2つの告示のいずれかに適合することを規定している。

イ. 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準（平成4年2月28日通商産業省・建設省告示第2号。以下「判断の基準」という）

ロ. 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計及び施工の指針（平成4年2月28日建設省告示第451号。以下「設計及び施工の指針」という）

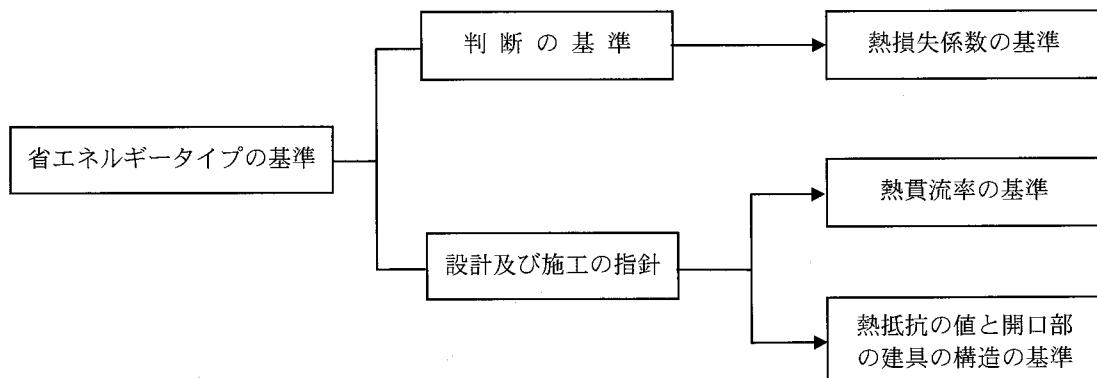
この項で示す断熱材の厚さは設計及び施工の指針で示す熱抵抗の値より求めたものである。設計及び施工の指針で示す熱抵抗の値（断熱材の厚さ）は、柱、間柱や横架材などの熱を通しやすい部位を考慮して決められている。このため、こういった部位に断熱材を施工することを前提とはしていないが、熱的弱点となる部分であるため断熱材を施工することが望ましい。

この項で示す断熱材以外の断熱材を使用する場合や、断熱材の複合的な利用を行う際にはこの項によらず設計及び施工の指針で示す熱抵抗の値（付録6）により断熱材の厚さを求める必要がある。

設計及び施工の指針には、これとは別に各部位の熱貫流率（壁、天井、建具などの各部位毎の室内からの熱の逃げやすさ）を計算により求め、定められた数値以下とする方法がある。なお、熱貫流率の計算に当たっては、III.5（断熱性能）と異なり熱橋（金属等の構造部材等により断熱性能が劣る部分）により貫流する熱量等を勘案する必要がある。

この熱貫流率を用いる方法は断熱材以外の素材を用いる際に有効である。この場合、断熱材の種類と厚さは、示していないので特記しなければならない。

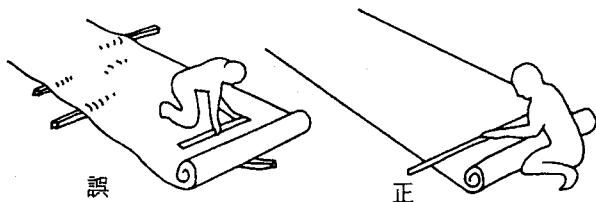
また、判断の基準は、住宅の熱損失係数（住宅からの熱の逃げやすさ）を計算により求め、定められた数値以下とする方法であるが、一般的に計算が複雑なため、余り用いられない。



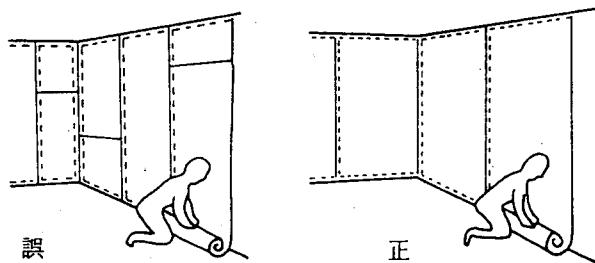
III.6 断熱材・防湿材の施工

- III.6.1 断熱材・防湿材の加工
1. 切断などの材料の加工は、清掃した平たんな面上で、定規等を用い正確に行う。
 2. 加工の際、材料に損傷をあたえないよう注意する。
 3. ロールになったフェルト状断熱材を切断する場合は、はめ込む木枠の内り寸法より5~10mm大きく切断する。
 4. ボード状断熱材は、専用工具を用いて内り寸法にあわせて正確に切断する。
- III.6.2 断熱材の充てん
1. 断熱材は、周囲の木枠との間及び室内側仕上材との間にすきまが生じないよう均一にはめ込み、釘留めとする。
 2. 耳付きの防湿層を備えたフェルト状断熱材を用いる場合は、耳を木枠の室内側見付面に間隔200mm内外でタッカーワーク留めとする。
 3. ボード状断熱材を充てんする場合、すきまが生じたときは、現場発泡断熱材などで十分に補修する。
 4. 断熱材の縫目は、すきまができるないように十分突き付ける。なお、ボード状断熱材の縫目は、相じゃくり加工又はコーキングテープなどを使用してすき間ができるよう処理する。
- III.6.3 防湿材の施工
1. 結露防止のため、室内側に必ず防湿材を施工する。
 2. I、II地域においては、防湿材は幅広の長尺シートを用い、連続させすきまのできないように施工する。また、縫目は下地材のあるところで100mm以上重ね合せる。
 3. III、IV、V地域において、耳付きの防湿材を備えたフェルト状断熱材を用いる場合は、防湿材を室内側に向けて施工する。なお、防湿材の縫目は、すきまが生じないように十分突き付け施工する。すきまが生じた場合はIII.3.2(防湿材)、ビニルテープ、アルミテープ等の防湿テープで補修する。
 4. 防湿材は、電気配線や設備配管などにより破られないよう注意して施工する。万一、防湿材が破れた場合は、ビニルテープ、アルミテープ等の防湿テープで補修する。

参考図III.6.1 防湿材の加工（床を掃除し踏みつけない。）



参考図III.6.3 防湿材の施工（防湿材は寸法の大きなものを用いる。）

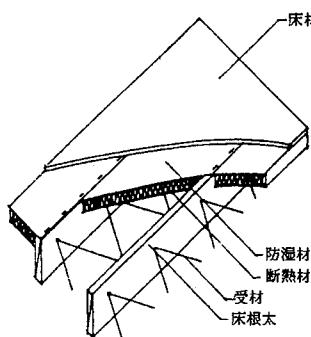


III.7 工 法

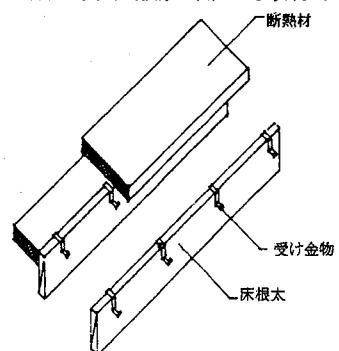
- III.7.1 断熱材の取り付け フェルト状断熱材又はボード状断熱材を床根太やたて枠などの枠組の間にはめ込むことにより取り付ける。これ以外の取り付けを行う場合は、特記による。
- III.7.2 注 意 事 項
1. 断熱材を設けた各部位において内部結露の発生を防止するため、防湿材を設けるとともに換気に注意する。
 2. 住宅の次に掲げる部位では、納まりと施工に特に注意し、断熱材及び防湿材にすきまが生じないようにする。
 - イ. 外壁と天井及び屋根との取合い部
 - ロ. 外壁と床との取合い部
 - ハ. 間仕切壁と天井または床との取合い部
 - ニ. 下屋の小屋裏の天井と壁との取合い部
- III.7.3 床 の 施 工
1. 断熱材の施工にあたっては、施工後、有害なたるみ、ずれ、すきまなどが生じないよう原則として、受材を設ける。
 2. 床下換気は、II.3（床下換気措置）の項による。
 3. 床の地盤面からの水蒸気の発生を防ぐため、必要に応じII.4（床下防湿装置）による床下防湿を行う。
- III.7.4 壁 の 施 工
1. 断熱材の施工にあたっては、長期間経過してもずり落ちないよう注意する。
 2. 断熱材は原則として、土台から上枠あるいは下枠から上枠まで隙間なくはめ込むか又は外張りする。
 3. 断熱材は、配管部分ですきまができるないように注意して施工する。
 4. 配管部は、管の防露措置を行うとともに、断熱材は配管の室外側に施工する。
 5. 壁内の水蒸気を外気等へ放出するための措置を講ずる場合は、次のいずれかにより行う。なお、工法は、各製造所の仕様によることとし、特記による。
 - イ. 断熱材の屋外側の外壁下張材、仕上材等は、水蒸気の放出が可能なものとする。
 - ロ. 断熱材の屋外側に水蒸気の放出が可能な外壁下張材を設け、外壁下張材の屋外側に上下部が外気部に通ずるよう通気層を設ける。
- III.7.5 天 井 の 施 工
1. 天井の断熱材は、天井と外壁との取合い部、間仕切壁との交差部、天井根太間の部分ですきまが生じないよう注意してはめ込む。
 2. 天井及び屋根の断熱材は天井根太間又はたる木間にはめ込む。屋根に断熱材を外張りする場合は屋根下張材の屋外側に取り付ける。
 3. 埋込照明（ダウンライト（S形ダウンライトを除く））の上部には、加熱による発火防止のため、断熱材を覆わないこととし、これによらない場合は、各製造所の仕様による。
 4. 小屋裏換気については、II.8（小屋裏換気措置）の項による。
- III.7.6 通 気 止 め
- 外壁と床、間仕切り壁の上下部及び外壁と下屋の取合い部では、すきまが生じないよう通気止めの措置を講ずる。
- III.7.7 外壁内通気措置
- 外壁内に通気層を設け、壁体内通気を可能とする構造とする場合は次による。
- イ. 防風材は、外側からの気密性と防水性を有し、かつ壁内の湿気を放散するのに十分な透湿性を有する、透湿防水シート等とする。
 - ロ. 通気層の構造は、次のいずれかによる。
 - (I) 土台水切部から軒天井見切縁に通気できる構造。
 - (II) 土台水切部から天井裏を経由し、小屋裏換気孔に通気できる構造。
 - ハ. 外壁仕上げは、原則としてサイディング材とし、特記による。
 - 二. 土台水切り見切縁は、外壁内通気層に支障のない構造のものとして各製造所の指定する材料とする。

参考図III.7.3. 床の断熱材の施工例

(A) 耳付き断熱材を用いて取付ける場合

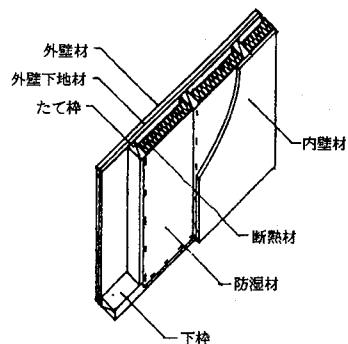


(B) ボード状断熱材を受け金物を用いて取付ける場合

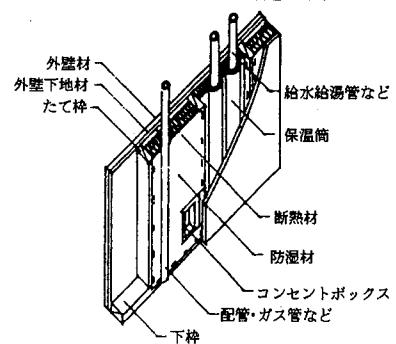


参考図III.7.4 壁の断熱材の施工例

無機繊維断熱材（充てん）

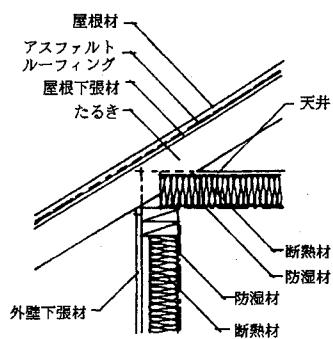


設備、配管回りの断熱施工例

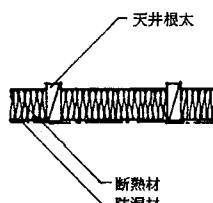


参考図III.7.5 天井（屋根）の断熱材の施工例

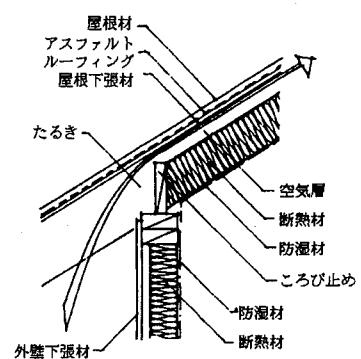
外壁と天井の取り合い部



天井の断熱材の施工

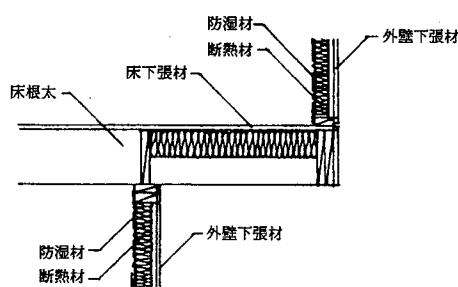


外壁と屋根との取り合い部

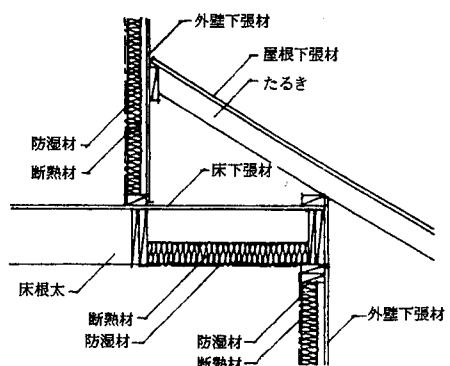


オーバーハング部分の断熱材の施工

(外気に接するはね出し床)



セットバック部分の断熱材施工

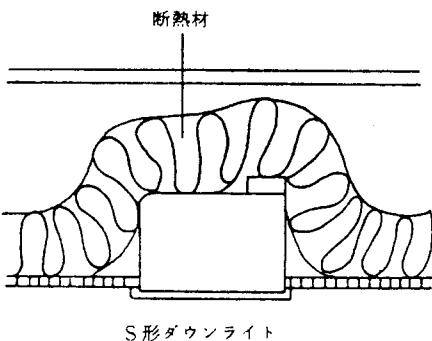


ダウンライト

断熱材を敷き込んだ天井等にダウンライト等を設ける場合、(社)日本照明器具工業会では、埋込み形照明器具の規格(JIL 5002)を定めており、断熱材との関係から次のような器具が提案されている。

M形埋込み形照明器具は、エネルギーの損失が多いため、省エネルギーの観点からは、S型埋込み形照明器具の使用が望まれる。

参考図III.7.5 ダウンライト



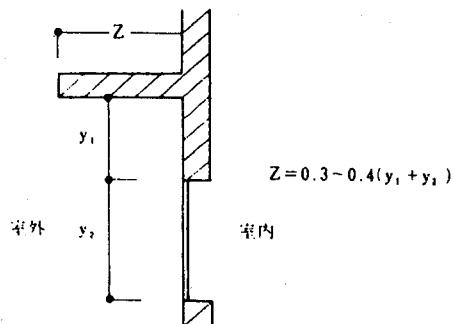
III.8	日射の遮蔽措置	地域III、IV及びVにおいて、方位が東北東から南を経て、西北西までの範囲に面する窓には次のいずれかの措置を講じる。
		<ol style="list-style-type: none">1. 当該窓の日射侵入率が0.6以下になるようなひさし等を設ける。2. 次のいずれかを当該窓に設置する。<ol style="list-style-type: none">イ. レースのカーテンロ. ブラインドハ. 障子

日射の遮蔽

夏季における日射による冷房エネルギー消費の抑制のため、東北東から西北西までの範囲に面する窓に日除けを設ける必要がある。

日除けとしては、ひさしの他に、上階のバルコニー、軒等が考えられる。当該窓の日射侵入率（入射する日射量に対する室内に侵入する日射量の割合を示した数値）を0.6以下とするためのひさし等の出の長さは、窓の下端からひさしの下端の長さの0.3～0.4倍とする。

参考図III.8 ひさしによる日射の遮蔽



III.9 気密工事

III.9.1 一般事項

1. 気密工事はこの項による。

※2. I 地域においては気密工事を行う。

※3. この項に掲げる仕様以外の仕様とする場合は、これらと同等以上の性能があると公庫が認めたものとする。

III.9.2 材料

1. 防湿気密シートは、次のいずれかに該当するもの、又はこれらと同等以上の透湿抵抗及び強度を有するものとする。また、寸法は所定の重ね寸法が確保できるものとし、できるだけ幅広の長尺シートを用いる。

イ. JISA6930（住宅用プラスチック系防湿フィルム）に適合するもので、厚さ 0.1 mm 以上のもの。

ロ. JISZ1702（包装用ポリエチレンフィルム）に適合するもので、厚さ 0.1 mm 以上のもの。

ハ. JISK6781（農業用ポリエチレンフィルム）に適合するもので、厚さ 0.1 mm 以上のもの。

2. 防風シートは、通気性がなく、防水性、透湿性がある不織布を使用する。

3. コーキング材は経年によって弾性と付着力を失わないものとする。

4. テープは防湿性のあるテープとし、経年によって粘着性を失わないものとする。

5. 気密パッキン材は、経年によって弾性を失わず、性能劣化のないものとする。

III.9.3 壁、床、天井（又は屋根）の施工

1. 防湿気密シートは、縫目を縦、横とも下地材のある部分で 100 mm 以上重ね合せる。

2. 留めつけはタッカーを用い、縫目部分は 200～300 mm 程度の間隔に、その他の箇所は要所に行い、たるみ、しわのないよう張る。

3. 床に防湿気密シートを施工しない場合は、次のいずれかとする。

イ. 側面に本ざね加工のある厚さ 15 mm 以上の構造用合板を突き合わせる。

ロ. 厚さ 15 mm 以上の構造用合板を突き合わせ、その突き合わせ部に住・木センター認定の床用現場接着剤を塗布する。

III.9.4 壁、床、天井（又は屋根）の取合 い部等の施工

1. 防湿気密シートは、屋根又は天井と壁、壁と床の取合い部、壁の隅角部で、これを構成する各部位が外気等に接するものにおいては 150 mm 以上重ね合せる。

2. 留めつけはタッカーを用い、縫目部分は 200～300 mm 程度の間隔に、その他の箇所は要所に行い、たるみ、しわのないように張る。

3. 中間階の床と外壁の取合い部は、次のいずれかによる。

イ. 下階の外壁の壁組みの際に先張りの防風シートを上枠及び頭つなぎに沿って壁の防湿気密シートと 150 mm 以上重ね合わせて張る。この場合に、先張りの防風シートは、上階の外壁の防湿気密シートとの重ねが取れる幅（400 mm 内外）を上枠及び頭つなぎの外側に出しておく。

上階の外壁の壁枠組みの際に、上枠及び頭つなぎの外側に出た先張りの防風シートを外壁の防湿気密シート側に回りこませ外壁の防湿気密シートに 150 mm 以上重ね合わせて張る。（参考図 III.9.1(B)イ）

ロ. 上階の端根太ころび止め（添え側根太）の住宅内部側には 25 mm 以上の防湿性のある板状断熱材を張り付ける。この場合、下階の外壁の防湿気密シートはコーキング材、テープにより板状断熱材に留め付ける。

上階の床下張材と上階外壁の下枠との間に気密パッキン材等を取り付ける。

上階の外壁の防湿気密シートは床又は下枠に留め付ける。（参考図 III.9.1(B)ロ）

ハ. 外壁と床との取合い部は、イ及びロに替え外壁に用いる防湿気密シートを外壁と床との取合い部で折り曲げ、床に 150 mm 以上延ばし留め付けるとともに外壁と床との取合い部にコーキング材を使用する。（参考図 III.9.1(B)ハ）

二. 外壁に用いる防湿気密シートを外壁と下階の天井との取合い部で折り曲げ、天井に沿って 455 mm 以上延ばし留め付け、上階の床はハに準ずる。（参考図 III.9.1(B)二）

4. 最上階の天井と内部壁の取合いは、次のいずれかとする。（参考図 III.9.3）

イ. 内部壁の組立後に、頭つなぎ材の上部に先張り防湿気密シートを留め付けてから、最上階の天井根太の施工を行い、天井の防湿気密シートを張る。この場合、先張り

		の防湿気密シートは下地材のある部分で100mm以上重ね合わせるよう留めつける。
	ロ.	内部壁の組立前に天井の防湿気密シートを張る。
	5.	外壁と内部壁の取合い部は、次のいずれかとする。（参考図Ⅲ.9.4）
	イ.	内部壁の組立前に、内部壁の取付く部分に先張り防湿気密シートを張る。この場合、先張り防湿シートは外壁の防湿気密シートと下地材のある部分で100mm以上重ね合わせるよう留めつける。
	ロ.	内部壁の組立前に、外壁の防湿気密シートを張る。
Ⅲ.9.5	開口部周りの施工	外壁の防湿気密シートは開口部枠に留め付ける。ただし、開口部枠と軸組材及び下地材との間に隙間が生じた場合は、断熱材を充填する。
		また、床下点検口、小屋裏点検口等が防湿気密シートに取り付く部分についても同様とする。
Ⅲ.9.6	設備配管等周りの施工	1. 設備配管又は配線により外壁、天井、床の防湿気密層が切れる部分は、貫通する外壁、天井、床のそれぞれの防湿気密シートを切り開き、切り開き部分を留めしろとし設備配管又は配線にテープで留めつけるか、コーキング材等で隙間を充てんする。 2. 電気配線のコンセント、スイッチボックスの周りの施工は次のいずれかとし、外壁、天井、床のそれぞれの防湿気密シートとテープで留める。 イ. コンセント、スイッチボックスの周りを防湿気密シートでくるむ。 ロ. 防湿措置が講じられた専用のボックスを使用する。
Ⅲ.9.7	注意事項	1. 換気設備は、必要な換気量及び適正な換気経路が確保できるものとする。 2. 暖房器具は、室内空気を汚染しないものを設置するか又は設置することができるものとする。

気密住宅

この項でいう気密住宅とは、床面積1平方メートル当たり相当隙間面積が5.0cm²以下の住宅をいう。

気密住宅とし、隙間面積を減らすことで、不必要的換気を減らし、熱損失を少なくするとともに、機械などにより吸気と排気の経路を明確にした計画的な換気を行うことができる（計画換気）。

気密住宅では、こういった計画換気を前提に造られるものであり、計画換気を行わず、自然換気に頼った場合、換気量が不足し、室内の空気が汚染され危険である。

このため、気密住宅では計画換気の実施が必要不可欠であり、また、それにより初めてその性能が発揮され、良好な居住環境を作りだすことができる。

I 地域では、高い断熱性能が要求されるため、この項で示す気密工事を行わなければならない。また、II 地域においても、この項で示す気密工事を行うことが望ましい。

なお、本仕様以外の仕様による気密住宅とする場合は、(財)住宅・建築省エネルギー機構の評定を取得したものとする。

防湿気密シート

気密工事に用いる防湿気密シートは0.1mm以上の住宅用プラスチック系防湿フィルム、包装用ポリエチレンフィルム、農業用ポリエチレンフィルム又は防湿気密層用に開発された材料を使用する必要がある。このような材料は防湿気密層の剛性が高く、防湿気密層の平面保持がよく、仕上げ材で防湿気密層を押さえたとき、重ね部分の気密精度が向上し、施工も容易になる。

防風材

外壁の外気側に通気層を設け壁体内通気を可能とする構造とする場合は、必要に応じて、その表面に水蒸気の放出を妨げない、適切な、防風層を設ける。

このような防風層に用いる防風材は、雨水及び外気が室内側にある断熱層の内部に入るのを防ぐための材料であり、すき間が生じないような適切な施工が必要である。また、その材質としては、気密性と防水性、施工に必要な強度、及び室内から漏れた湿気や断熱層内の湿気を防風層の外側に放散するために十分な透湿性を有することなどが必要である。

防風材としては、上記の性能を有するものとして、透湿防水シート及び透湿性の高いシージングボード等が使用できる。

コーキング材

コーキング材には経年変化により、弾性と付着力を失わないものを使用する。また、コーキング材は部材及び下地の

挙動が小さい箇所や紫外線のあたらない箇所に使用する。

テープ

テープにはブチルゴム系又はアスファルト系の防湿性のあるテープで経年によって粘着性を失わないものを使用する。

気密パッキン材

気密パッキン材には、ゴム成型のものかアスファルト含浸のフォーム状のものを使用する。

板状断熱材

III.9.4 の 3 の口で用いる板状断熱材には、防湿性のあるポリスチレンフォーム、ウレタンフォーム等を使用する。

枠組構成材、下地材

枠組構成材及び下地材には、木材の乾燥収縮により、防湿気密層が破損しないよう、全て乾燥した材料を使用することが望ましい。

壁・床・天井の施工

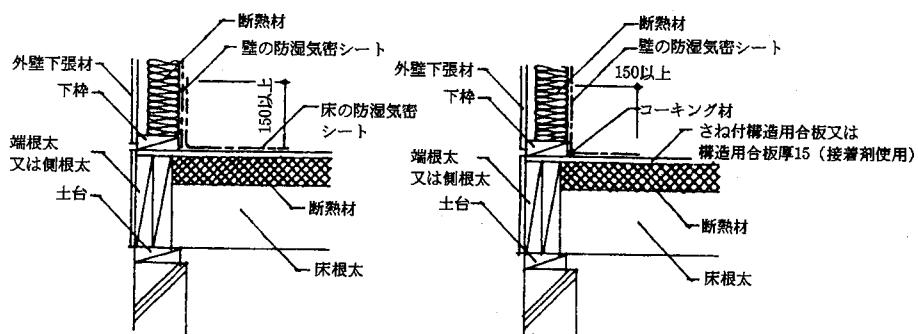
防湿気密シートは、縫目を縦、横とも下地材のある部分で 100 mm 以上重ね合わせる。ただし、屋根又は天井と壁、壁と床の取合い部、壁の隅角部で、これを構成する各部位が外気等に接するものにおいては、150 mm 以上重ね合わせる。なお、縫目で下にくる防湿気密シートも、根太や縦枠等の下地材のある部分まで施工し留め付ける。

防湿気密シートの留め付けは、タッカーを用い、縫目にそって 200~300 mm 程度の間隔で下地材に留め付け、防湿気密シートの縫目部分は、次のいずれかとし気密性を確保する。なお、III.9.4 の 3 の口で上階の外壁の防湿気密シートを留め付ける場合も同様とする。

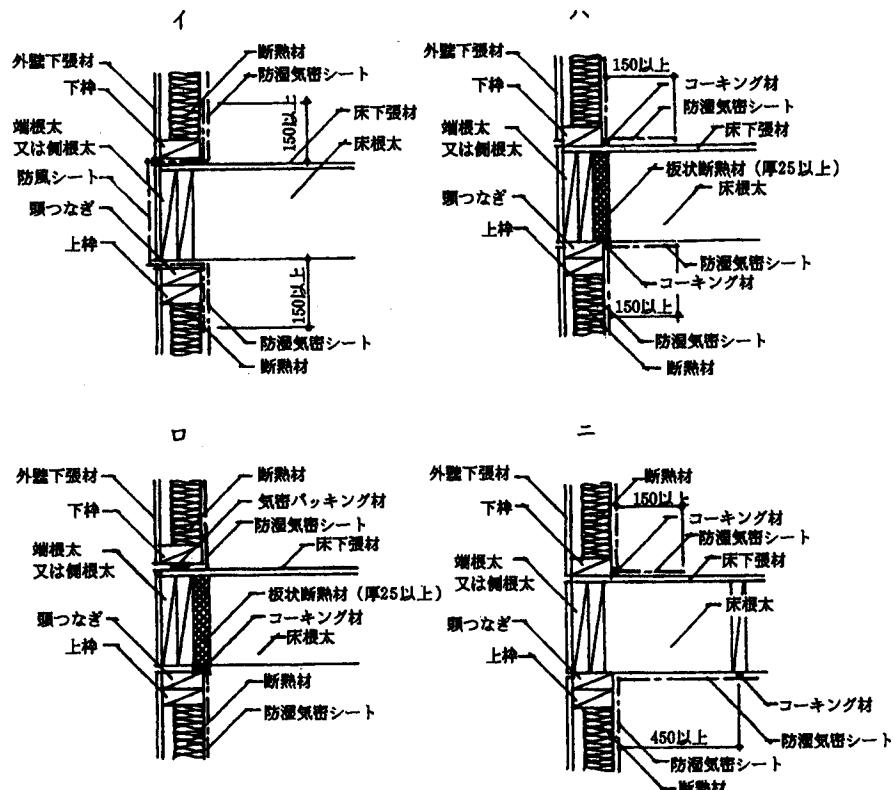
- イ. 内装下地材等を釘止めし、防湿気密シートの縫目部分をはさみつける。内装下地材等に木を使用する場合、乾燥した材料を使用する。
- ロ. 防湿気密シート相互をテープで貼り合わせる。
- ハ. 防湿気密シート相互をコーキングにより取り付ける。

参考図 III. 9. 1 外壁部と各部位相互の取合い部施工例

(A) 最下階の床と外壁の取合い部

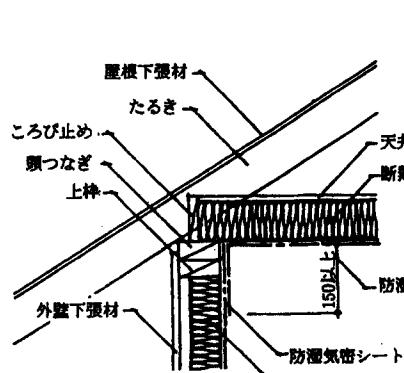


(B) 中間階の床と外壁の取合い部

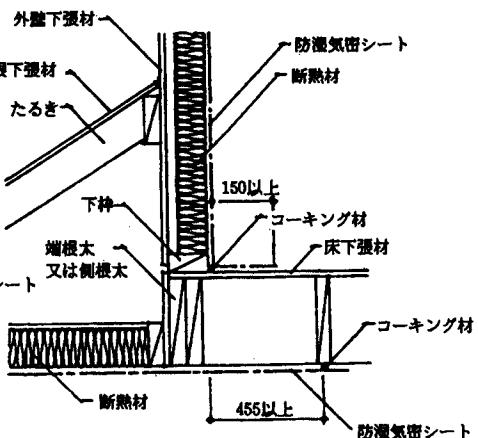


参考図III.9.2 外壁部と天井部相互の取合い部施工例

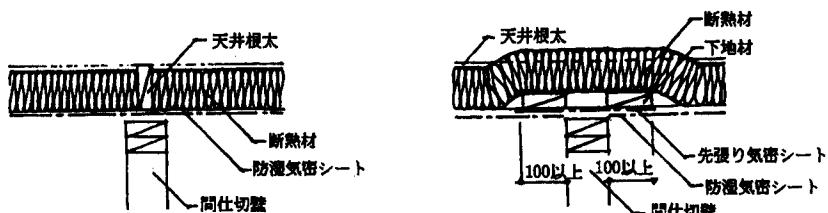
(A) 天井と外壁の取合い



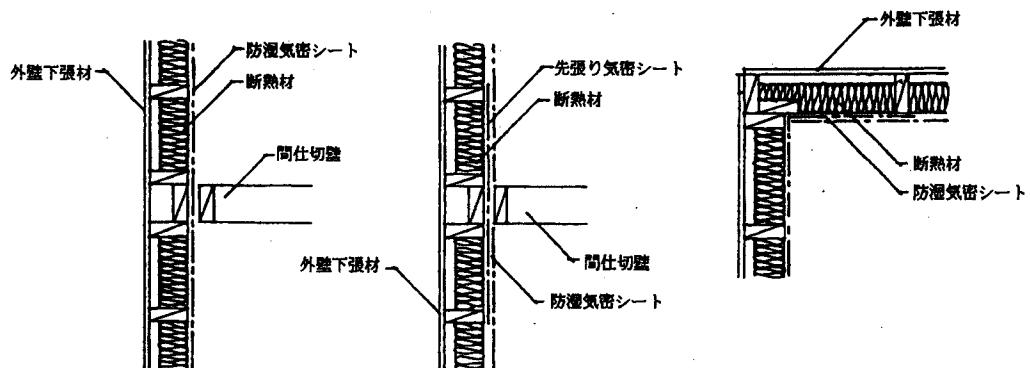
(B) 下屋部分の天井と外壁の取合い



参考図III.9.3 最上階の天井と間仕切壁（内部壁）の取合い部施工例



参考図III.9.4 外壁と間仕切壁（内部壁）、外壁の出隅部の取合い部施工例



開口部、設備配管等周りの施工

開口部、設備配管周りは、木材の乾燥収縮等により、長期的に隙間が生じないよう納まりとする。

外壁の防湿気密シートは開口部枠にコーキング材、テープ等により留め付ける。ただし、開口部枠と軸組材及び下地材との間に隙間が生じた場合は、発泡ウレタン、フェルト状断熱材等を充填する。

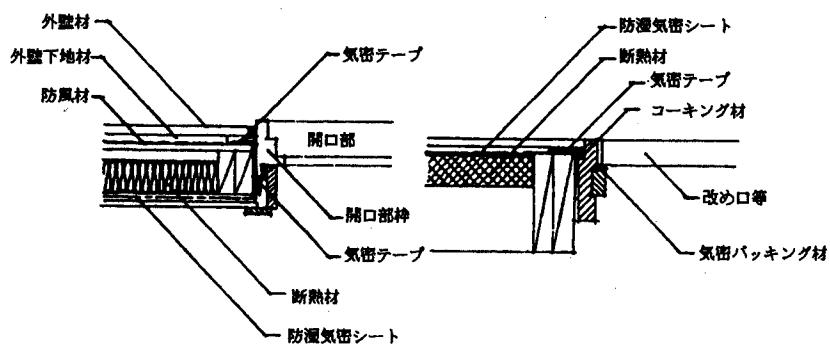
給湯、給水管はなるべく間仕切壁や中間階ふところ部分に設け、極力防湿気密シートの貫通部が少なくなるようにする。

配管、配線が中間階の外壁の端根太、側根太部分を貫通する場合は、配管、配線廻りに隙間が生じないよう、テープ、コーキング等を施工する。

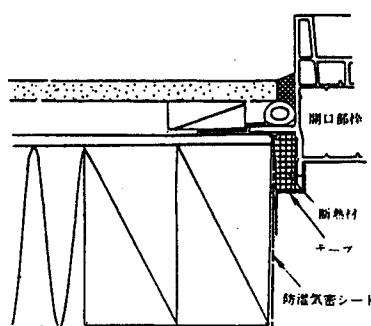
防湿気密層を施工後に設備機器、設備配管等を施工する場合、防湿気密層が破損しないよう施工管理を行う。万一破損した場合は、速やかにテープ等により補修を行う。

参考図III.9.5 開口部等まわりの施工例

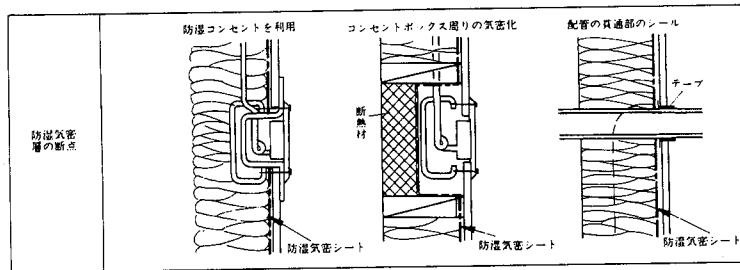
開口部まわりの施工



床下・天井改め口まわりの施工



参考図III.9.6 防湿気密層の連続性を保つための方法



照 明 器 具

最上階天井に設ける照明器具については防湿気密シートの欠損を防ぐためシーリングライト（直付け）式照明器具を使用するのが望ましい。やむなく埋込み式の照明器具を使用する場合には、次のいずれかとする。

イ. 断熱施工用のダウンライト（S型）を使用する。

ロ. 防湿気密シートで構成した空隙を断熱層内に設け、照明器具はその部分に取付ける。空隙の大きさについては、過熱防止のために十分な寸法が確保されたものとする。

計画換気に関する留意点

(1) 換気の目的と必要換気量

気密住宅では、居室の空気質の確保、結露防止、臭い・汚染物質の排出等を目的として、一人当たり $30\text{m}^3/\text{h}$ （又は換気回数で $0.5\text{回}/\text{h}$ ）を目安として、通年に渡り換気量を常時確保する必要がある。

なお、住宅構造によっては、特に気密施工を行わない場合でも、高い気密性を有することもあり、その性能に応じて必要換気量を確保することが望まれる。

(2) 換気計画

換気計画に際しては、新鮮空気は主要居室に給気し、トイレ・浴室等の臭気・湿気が発生する空間から排気することを原則とする。また、各部屋に給排気型又は排気型の換気扇を個別に設置する方法は、間欠運転になりがちであること、他空間の汚染空気が拡散する危険性もあるため、設計施工に際してはこれらのことに対する十分な配慮が必要である。なお、炊事用コンロの燃焼ガスの排出には大量の換気量を要するため、ファン作動時に減圧障害が起きないよう給気等に配慮した計画を行う必要がある（炊事用コンロの換気は居室の換気と切り離して行うのが一般的である）。

また、暖房設備に、室内の空気が汚染される開放型や半密閉型の暖房器具を使用すると、酸欠などを引き起こす恐れがあるので、暖房設備には必ず、室内空気を汚染しない非開放型の暖房器具を使用する必要がある。

(3) 換気方法と留意点

気密性の高い住宅では、熱回収型第1種換気方式（同時給排気式）又は第3種換気方式（排気式）を採用することが望ましい。

前者は、給排気量の確保が容易であること、寒冷地冬期の新鮮空気の加温が行えることに特徴がある。設計施工に際しては、ダクトが交錯し換気量低下が生じないようダクト計画に十分配慮するとともに、入居者に対しては、換気装置本体のフィルター清掃などの説明を十分に行うこと。

後者は、比較的簡単な工事で換気量を確保できる点に特徴を有するが、適正な換気量を確保するためには、前者に比べて高い気密性が求められる。また、特に寒冷地での適用に際しては、給気口は暖房放熱器の近傍に設置する等、給気の加温を行うことが必要である。

(4) 換気設備の設計・施工

・換気装置

換気装置本体は、低騒音、低振動のものを選択し、極力、寝室等の近傍には設置しないこと。また、換気ファンは、過剰又は過小な換気量にならないよう、給排気口、換気フード、配管の圧力損失等を総合的に勘案して選択すること。

・ダクト配管

ダクトは、ちり・ほこり等が付着しにくい材質を選択し、使用する換気ファンの特性に応じた配管方法とすること。なお、圧力損失の大きいフレキシブルダクトは、配管工事段階で設計時には想定しない圧力損失を生じる場合があるので、施工管理に注意すること。

(5) 換気設備の維持保全

長期に渡り適切な換気量を確保するため、フィルター清掃やファンの更新等が容易な設備計画とし、常時換気や維持保全の必要性を使用者に十分説明すること。

III.10 開口部断熱構造工事

III.10.1 開口部建具の種類 ※1. 地域Ⅰにおけるガラスが大部分を占める開口部は次のいずれかとし、その他のドアについてはへによる。

- イ. ガラス単板入り建具の三重構造であるもの
- ロ. ガラス単板入り建具と低放射ガラスを使用した複層ガラス（空気層 12 mm以上のものに限る。）入り建具との二重構造であるもの
- ハ. ガラス単板入り建具と複層ガラス（空気層 12 mm以上のものに限る。）入り建具との二重構造であるものであって、少なくとも一方の建具が、木製若しくはプラスチック製であるもの又はこれらと同等以上の断熱性を有するもの
- ニ. ガラスを三層に使用した木製の気密建具（空気層がいずれも 12 mm以上のものに限る。）
- ホ. 低放射ガラスを使用した複層ガラス（空気層 12 mm以上のものに限る。）入り建具であって、木製若しくはプラスチック製の気密建具又はこれらと同等以上の断熱性を有するもの
- ヘ. 热貫流率が 2.0 以下のもの

※2. 地域Ⅱにおけるガラスが大部分を占める開口部は次のいずれかとし、その他のドアについては二による。

- イ. ガラス単板入り建具の二重構造であるものであって、少なくとも一方の建具が木製若しくはプラスチック製であるもの若しくはこれらと同等以上の断熱性を有するもの又は金属製の建具でその枠を厚さが 3 mm以上で、かつ、幅が 10 mm以下の軟質ポリ塩化ビニル材（JISK6723（軟質ポリ塩化ビニルコンパウンド）に定める軟質ポリ塩化ビニルコンパウンドを成形したもの）若しくはこれと同等以上の断熱性を有するもので接続したもの
- ロ. 複層ガラス（空気層 6 mm以上のものに限る。）入り建具であって、木製若しくはプラスチック製の気密建具又はこれらと同等以上の断熱性を有するもの
- ハ. ガラス単板入り建具と複層ガラス入り建具との二重構造であるもの
- ニ. 热貫流率が 3.0 以下のもの

※3. 地域Ⅲにおけるガラスが大部分を占める開口部は次のいずれかとし、その他のドアについてはハによる。

- イ. ガラス単板入り建具の二重構造であるもの
- ロ. 複層ガラス入り建具
- ハ. 热貫流率が 4.0 以下のもの

III.10.2 注意事項 建具の枠と外壁の取り合い部においては、防湿及び気密上支障のないよう入念な施工を行う。

開口部建具

開口部とは窓（出窓、天窓を含む）、外部に通じるドア（玄関ドア、勝手口ドア）などをいう。

開口部に二重、三重のサッシ（ドア）を使用する場合は、内側ほど気密性、断熱性が高いものを使用することがサッシ（ドア）の間（風除室を含む）の結露を防ぐ上で重要である。

外部に通じるドアのうち、ガラスが大部分を占める框ドアについては、「開口部建具の種類」に適合していること、その他のドアについては、次の表のいずれかに適合しなければならない。

断熱玄関ドア（勝手口）の性能と適用地域における玄関の構成について

性 能 区 分				
開閉	玄関戸の熱貫流率 kcal/m ² h°C	I	II	III
開き戸 引き戸	2.0 以下	不要	不要	不要
	2.1~2.5	必要	不要	不要
	2.6~3.0	必要	不要	不要
	3.1~3.5	必要	必要	不要
	3.6~4.0	必要（複風除室）	必要	不要
	ガラス単板入り建具と同等の性能 を有する戸（5.6程度）	(注1) 必要（複風除室）	(注2) 必要	(注3) 必要

(注1) 複風除室とは、風除室のガラスすべてに複層ガラスを使用した風除室をいう。

(注2) 引き戸を使用する際、開口部を除くすべての部位においてIII.5.3の2に定める断熱材の厚さに10mm以上付加する場合は、風除室は不要とすることができます。

(注3) 引き戸を使用する際、開口部を除くすべての部位において、III.5.3の3に定める断熱材の厚さに5mm以上付加する場合は、風除室は不要とすることができます。

低放射ガラスを使用した複層ガラス

JIS R3106（板ガラスの透過率・反射率・日射熱取得率試験方法）に定める垂直放射率が0.2以下のガラスを1枚使用したもの又は垂直放射率が0.35以下のガラスを2枚使用したものをいう。

気密建具

JIS A4706（サッシ）に定める気密性「A-4（2等級線）」を満たすものをいう。

小窓の取扱い

地域Ⅲにおいて、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準〔平成4年2月28日・通商産業省・建設省告示第2号〕に適合する住宅（ただし、日射取得係数の規定を除く。）については、浴室、便所等の小窓に開口部の基準は適用されない。

III.11 公社分譲住宅・優良分譲住宅の付加基準の仕様

【平成10年10月1日以降は建売住宅についても下記仕様に適合していることが必要です】

III.11.1 一般事項 ※1. 住宅の床のうち次に掲げる部分及びこれらの部分相互間をつなぐ廊下（出入口を含む。）の部分は、段差のない構造とする。

イ. 高齢者等の寝室のある階のすべての居室（食事室が同一階にない場合は、これを含む。）

ロ. 玄関（土間の部分を除く。）

※2. 次のすべてに該当する居室又は居室の部分の床とその他の部分の床との間には、90mm以上の段差を設けることができるものとする。

イ. 高齢者等の寝室又は食事室でないこと

ロ. 高齢者等の寝室と食事室及び玄関を結ぶ移動経路上にないこと。

※3. 住戸内階段には、手すりを設ける。

III.11.2 床 枠 組 床枠組は、基準金利適用住宅工事仕様書におけるI（バリアフリータイプの仕様）のI.3.1（床枠組）の項による。

III.11.3 床 板 張 り 床板張りは、基準金利適用住宅工事仕様書におけるI（バリアフリータイプの仕様）のI.4.1（床板張り）の項による。

III.11.4 内 壁 下 地 手すり設置のための内壁下地は、基準金利適用住宅工事仕様書におけるI（バリアフリータイプの仕様）のI.4.3（内壁下地）の項による。

III.11.5 手 す り 手すりの形状及び設置方法等は、基準金利適用住宅工事仕様書におけるI（バリアフリータイプの仕様）のI.4.4（手すり）の項による。

割増融資工事仕様書

割増融資工事仕様書の使い方	233
I 高規格住宅の仕様	234
II 長寿社会対応住宅（バリアフリー住宅）工事の仕様	239
III 省エネルギー断熱構造工事の仕様	240
IV 開口部断熱構造工事の仕様	242

割増融資工事仕様書の使い方

この仕様書は、住宅金融公庫の融資における割増融資である「高規格住宅」、「長寿社会対応住宅（バリアフリー住宅）」、「省エネルギー断熱構造工事」又は「開口部断熱構造工事」の各々の技術基準に適合する住宅の仕様書として作成されたものであり、各割増融資工事の技術基準の内容を明記するとともに、関連する仕様も含めて作成されています。

本仕様書の使用にあたっては、下記の点にご注意下さい。

(1) 公庫融資に係る割増融資である「高規格住宅」、「長寿社会対応住宅（バリアフリー住宅）」、「省エネルギー断熱構造工事」、又は「開口部断熱構造工事」の技術基準に適合する住宅として、公庫融資上の割増融資等の優遇を受ける場合は、各々割増融資工事仕様書のⅠ（高規格住宅の仕様）、Ⅱ（長寿社会対応住宅（バリアフリー住宅）の仕様）、Ⅲ（省エネルギー断熱構造工事の仕様）又はⅣ（開口部断熱構造工事の仕様）によって下さい。

(2) 割増融資工事のうち「長寿社会対応住宅（バリアフリー住宅）」及び「省エネルギー断熱構造工事」の技術基準は、各々基準金利適用住宅の「バリアフリータイプ」及び「省エネルギータイプ」の技術基準（共通基準等を除く。）と同じであるため、当該割増融資工事に係る仕様では、各々基準金利適用住宅工事仕様書の内容を準用することとしています。

従って、実際の設計・施工にあたっては、それぞれ準用している基準金利適用住宅工事仕様書の本文、解説及び参考図等を参照して下さい。

(3) 割増融資工事仕様書の本文の※印を付した項目は、割増融資工事の技術基準に係る項目ですので、訂正すると割増融資の優遇を受けられない場合があります。
なお、※印を付した項目以外の仕様については、ご自分の工事内容に合わせて当該仕様部分を適宜添削するなどしてご使用下さい。

(4) 割増融資に係るⅠ～Ⅴのいずれかの仕様を実施する場合は、本仕様書の表紙に掲載した「基準金利適用住宅・割増融資工事の仕様適用一覧表」の当該仕様の適用欄に○印を記入するとともに当該仕様の添削の有無について必ず記入して下さい。

I. 高規格住宅の仕様

I.1 総則	1. 高規格住宅建設基準に該当する場合はこの項による。 2. 本項において、※印の付された項目事項（当該事項で準用している基準金利適用住宅の仕様において※印が付されていない事項は除く。）は高規格住宅の技術基準に係る仕様であるため、当該部分の仕様以外とする場合は公庫の認めたものとする。																
I.2 計画一般																	
I.2.1 住宅の規模	※住宅（併用住宅にあっては人の居住の用に供する部分）の1戸当たりの床面積（地下室（居住室、炊事室、便所、浴室等を除く。）、車庫その他これらに類する部分の床面積を除く。）は120m ² 以上とする。																
I.2.2 居住室の規模 (平成10年9月 30日まで適用)	※1. 主な就寝室の床面積（収納スペースは含まない。以下同じ。）は13m ² 以上とする。 ※2. 居間の床面積は13m ² 以上とする。なお、LD（居間兼食事室）の場合は16m ² 以上、LDK（居間兼食堂室兼炊事室）の場合は20m ² 以上とする。 3. 世帯人員に応じ、次表の面積以上の収納スペースを設けることを標準とする。																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯人員 (人)</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>5 〔老人1人 を含む。〕</th> <th>6</th> <th>6 〔老人2人 を含む。〕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収納面積 (m²)</td> <td>7.5</td> <td>9.5</td> <td>11</td> <td>13</td> <td>14.5</td> <td>15</td> <td>16.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 和室については、182cm×91cm以上の押入を設けることを標準とする。</p>	世帯人員 (人)	2	3	4	5	5 〔老人1人 を含む。〕	6	6 〔老人2人 を含む。〕	収納面積 (m ²)	7.5	9.5	11	13	14.5	15	16.5
世帯人員 (人)	2	3	4	5	5 〔老人1人 を含む。〕	6	6 〔老人2人 を含む。〕										
収納面積 (m ²)	7.5	9.5	11	13	14.5	15	16.5										

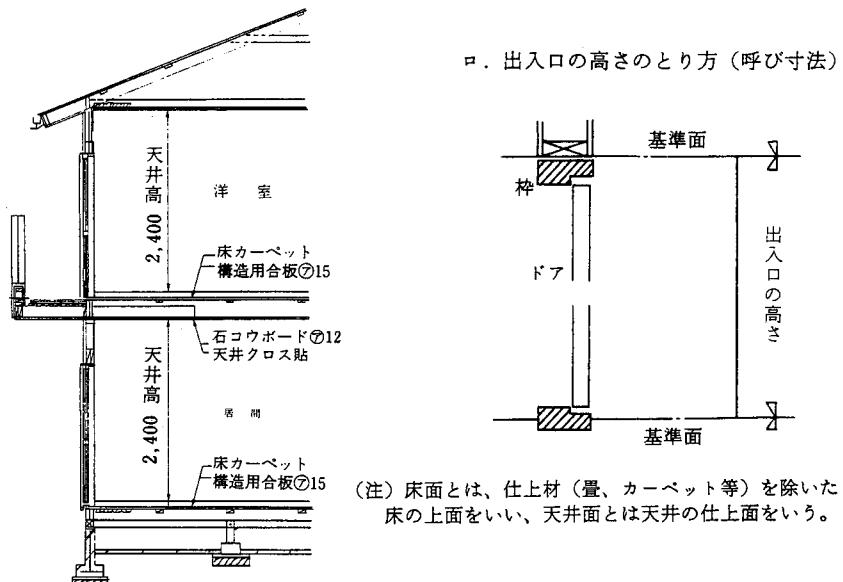
居住室の規模

主な就寝室と居間は13m²（8畳相当）以上としているが、その室の規模に応じて適切な収納スペース（押入、物入れ、納戸等）を設けることが望ましい。

和室については押入（182cm×91cm以上）を設けることが望ましいが、洋室については生活に応じて室内にタンス置場を設けたり、クローゼットを併設する等の措置を講じることが必要となる。

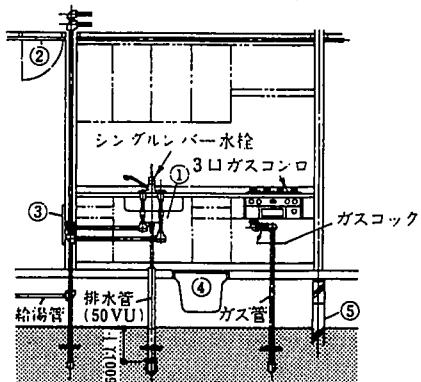
I.2.3 住宅の各部の寸法	※1. 居住室（就寝室、居間、食事室、その他これらに類する室）の床面から天井面までの高さは、240cm以上とする。 ※2. 洋室の出入口のうち、廊下又は隣接する洋室へ通じる出入口の高さ（呼び寸法）は190cm以上とする。 3. 住宅の出入口の高さは190cm以上とする。
----------------	---

参考図 I.2.3 各部の寸法



I.2.4 住宅内の安全性	<p>※1. 廊下の幅員は、心々 100 cm以上、又は、有効 85 cm以上とする。</p> <p>2. 階段は次による。</p> <p>※イ. 階段の幅員は、心々 100 cm以上、又は、有効 85 cm以上とする。</p> <p>※ロ. 階段は、踏面 (T) 21 cm以上、かつ、けあげ (R) 18 cm以下、あるいは、TとRの関係が次式を満たすものとする。</p> $R/T \leq 6/7 \text{ かつ } 55 \text{ cm} \leq 2R + T \leq 65 \text{ cm}$ <p>ハ. 階段には、手すりを設け、その高さは階段から 75 cmを標準とする。</p> <p>二. 階段の中間には、踊り場を設ける。</p> <p>ホ. 段板は、すべりにくい材料を用いるか、又はすべりにくい仕上げとする。すべり止めを設ける場合は、段板の仕上げ面と高低差を設けないこととする。</p> <p>3. 居室、廊下の床はできるだけ段差を設けないこととし、かつ、すべりにくい仕上げとする。</p> <p>4. 浴室の形状、仕上げ等は次による。</p> <p>イ. 床の仕上げは、すべりにくいものとする。</p> <p>ロ. 浴槽には、立ち上り棒を設ける。</p> <p>ハ. 建具は、転倒時の危険防止を配慮した材料で構成する。</p>
I.3 基礎の構造	※基礎の構造は、基準金利適用住宅工事仕様書におけるII（耐久性タイプの仕様）のII.2（基礎の構造）の項による。
I.4 床下換気措置	※床下換気措置は、基準金利適用住宅工事仕様書におけるII（耐久性タイプの仕様）のII.3（床下換気措置）の項による。
I.5 床下防湿措置	※床下防湿措置は、基準金利適用住宅工事仕様書におけるII（耐久性タイプの仕様）のII.4（床下防湿措置）の項による。
I.6 材 料	<p>1. 構造材は、枠組壁工法構造用製材の日本農林規格 (JAS) に適合するもので、乾燥材（含水率が 19%以下のものをいう）として表示されたもの（「D」の文字を表示）を用いる。</p> <p>2. 土台は土台用加圧式防腐処理材とする。</p>
I.7 防腐・防蟻措置	※防腐・防蟻措置は、基準金利適用住宅工事仕様書におけるII（耐久性タイプの仕様）のII.7（防腐・防蟻措置）の項による。
I.8 外壁下張り	※外壁下張りは、基準金利適用住宅工事仕様書におけるII（耐久性タイプの仕様）のII.5（外壁下張り）の項による。
I.9 外壁内通気措置	外壁内通気措置は、基準金利適用住宅工事仕様書におけるII（耐久性タイプの仕様）のII.6（外壁内通気措置）の項による。
I.10 小屋裏換気措置	※小屋裏換気措置は、基準金利適用住宅工事仕様書におけるII（耐久性タイプの仕様）のII.8（小屋裏換気措置）の項による。
I.11 設備工事	
I.11.1 一般事項	<p>※1. 設備配管は、貫通部を除き、布基礎など構造用コンクリート内に埋め込まない。</p> <p>2. 設備配管の保守・管理を容易に行えるよう、配管の接合、分岐点等の要所に点検口を設ける。</p>

参考図 I.11.1 点検口の位置例



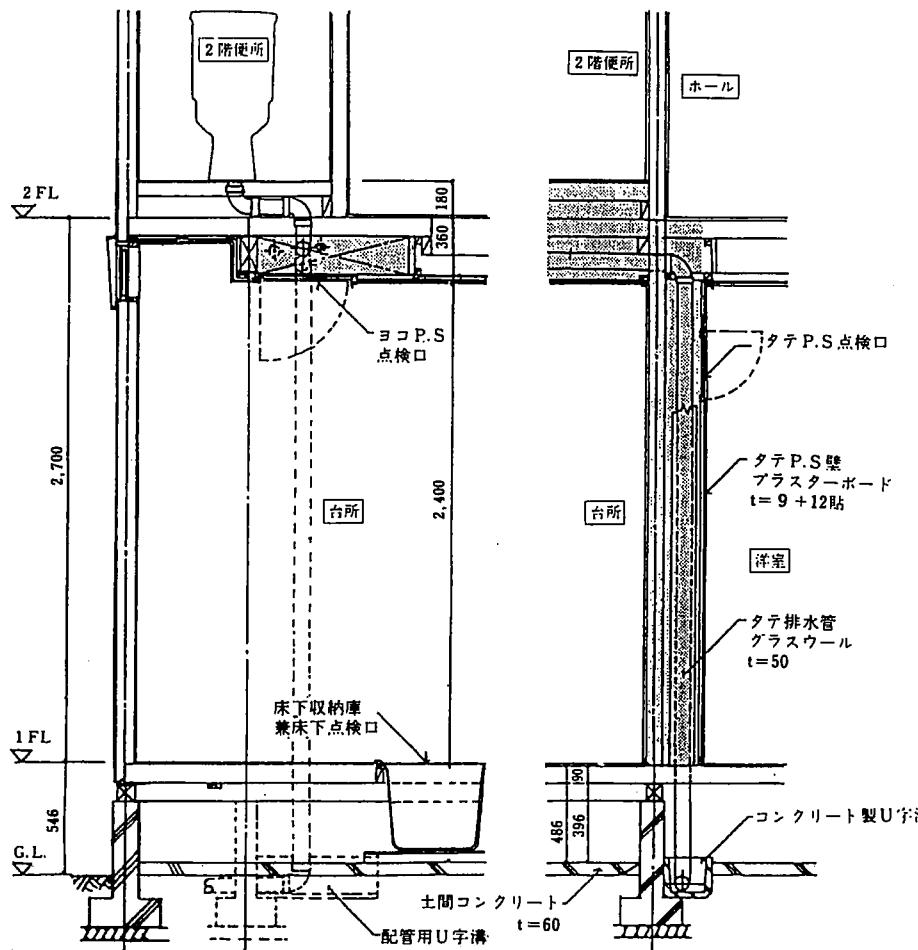
I.11.2 配 管

- 上階からの給排水配管が居住室の付近を通過する場合の当該給排水配管は、次により遮音及び結露防止のための措置を講じ、原則としてパイプシャフト内に設ける。
 - 給水及び給湯用配管にはポリスチレンフォーム、グラスウール等の遮音性能を有する保温材を厚さ 20 mm以上巻き付ける。
 - 排水管にはポリスチレンフォーム、グラスウール等の遮音性能を有する保温材を厚さ 50 mm以上巻き付ける。
- 1 の給排水管をパイプシャフト内に設けず露出配管とする場合はポリスチレンフォーム等の上から維持管理に支障のないよう耐久性のある材料で仕上げる。

遮 音 措 置

夜間不可避に発生する騒音（便器等の排水音）に対して遮音措置を講じることとする。

参考図 I.11.2 配 管



I.11.3 衛生設備 ※1. 便器の種類は次のいずれか又はこれらと同等以上の消音性能等を有するものとする。

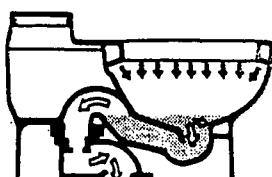
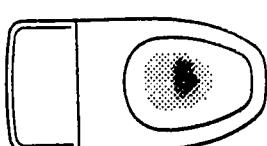
- (便器) イ. サイホンボルテックス式
ロ. サイホンゼット式
ハ. サイホン式

※2. 便器は壁面から離して設置する。

※3. 便器を床に取り付ける場合は、便器と床の間に緩衝材を挟んで取り付ける等遮音措置を講ずる。

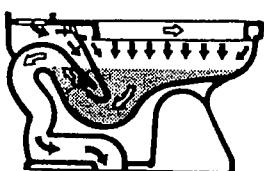
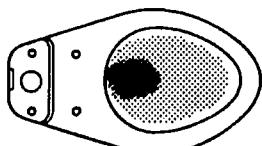
参考図 I.11.3-1 便器の種類

(イ) サイホンボルテックス式



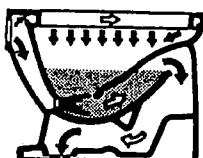
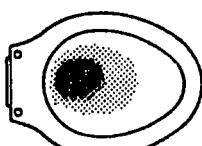
タンク部より便器内へ洗浄水を短時間に吐き出させることにより水位差を作り出し、鉢洗浄水の渦作用とともにサイホン作用を発生させ、汚物を排出するタイプ。空気の混入も少なく、極めて静かな便器といえます。

(ロ) サイホンゼット式(洋・和風)



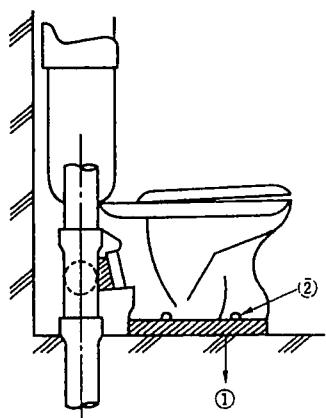
ゼット孔(噴出穴)から勢いよく水を噴出させ、強制的にサイホン作用を起こさせるタイプ。水封も深くとることができ、臭気の発散、汚物付着を防ぎ、ハネ返りも少ない極めて優れた便器といえます。

(ハ) サイホン式(洋風)



排水路を屈曲させることにより、排水路を満水させ、サイホン作用を起こさせるタイプ。洗い落し式に比べて排水出力は強力で溜水面に広くとれます。サイホンゼット式について優れた便器であるといえます。

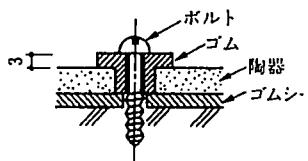
参考図 I.11.3-2 便器の取付け



①ゴムシート: 厚さ5mm, 硬度30度または45度



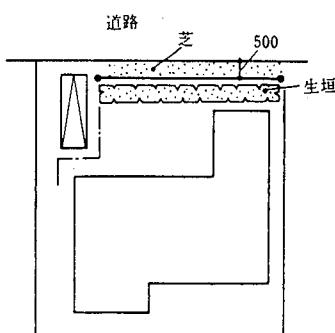
②便所取付けボルト施工方法



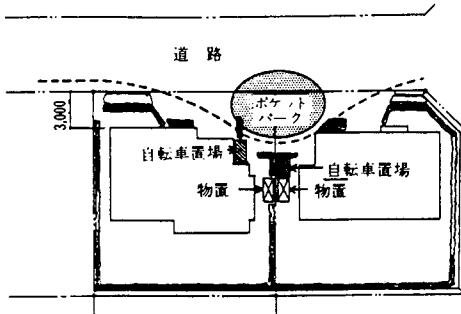
- I.11.4 暖房給湯設備 ※1. 暖房給湯設備は、公庫の定める基準に適合することが確認されたものとし、構成及び種類は特記による。
 (平成10年9月)
 30日まで適用) ※2. 給湯箇所は、浴室、台所、洗面所等とし、暖房箇所は2以上の居住室又は、1以上の居住室及び炊事室とする。
- I.11.5 給湯設備 ※ 浴室、台所、洗面所等に給湯を行うことができる集中型の給湯設備を設置する。
 (平成10年10月1日から適用)
- I.12 外構工事(建設される住宅の戸数が3戸以上である場合のみ適用)
- I.12.1 外構計画 ※1. 外構計画は、次のいずれかによる。
- イ. 敷地のうち、道路境界線から50cm以内の部分には住宅の壁、軒、門及び塀を設けない。
 - ロ. 道路沿いの敷地の一部にポケットパークを設ける。
 - ハ. 地区計画(建築基準法第68条の2の規定に基づく条例)による壁面の位置の制限による。
 - ニ. 壁面線(建築基準法第47条)の指定による。
 - ホ. 建築協定(建築基準法第69条の規定に基づく条例)による建築物の位置の制限による。
2. 1による敷地の部分は、くい、レンガ等により表示する。
- I.12.2 植栽 ※ I.12.1の1による敷地の部分には、芝生または低木を植栽する。なお、ポケットパークにシンボルツリーを植栽する等の場合は高木とすることができる。

参考図I.12.1 外構計画

イ. 道路沿いに植栽した例

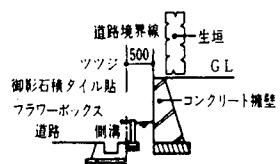


ロ. ポケットパークを設けた例

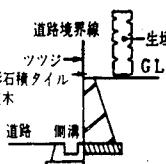


参考図I.12.2 植栽(既存擁壁バリエーション)

A



B



土留擁壁の道路境界線から500後退
とフラワーボックスの断面図

既設の土留擁壁が道路境界線
から500後退していない場合

II. 長寿社会対応住宅（バリアフリー住宅）工事の仕様

II.1 一般事項

- II.1.1 総則 1. 長寿社会対応住宅工事の技術基準に適合する住宅の仕様は、この項による。
2. 本項において※印の付された項目事項（当該事項で準用している基準金利適用住宅の仕様において※印が付されていない事項は除く）は、長寿社会対応住宅工事の技術基準に係る仕様であるため、当該部分の仕様以外とする場合は、公庫の認めたものとする。
- II.1.2 計画一般 ※計画一般は、基準金利適用住宅工事仕様書におけるI（バリアフリータイプの仕様）のI.1.2（計画一般）の項による。

II.2 車体工事

- II.2.1 床組 床組は、基準金利適用住宅工事仕様書におけるI（バリアフリータイプの仕様）のI.3.1（床組）の項による。

II.3 造作工事

- II.3.1 床板張り 床板張りは、基準金利適用住宅工事仕様書におけるI（バリアフリータイプの仕様）のI.4.1（床板張り）の項による。

- II.3.2 住戸内階段 ※住戸内階段は、基準金利適用住宅工事仕様書におけるI（バリアフリータイプの仕様）のI.4.2（住戸内階段）の項による。

- II.3.3 内壁下地 内壁下地は、基準金利適用住宅工事仕様書におけるI（バリアフリータイプの仕様）のI.4.3（内壁下地）の項による。

- II.3.4 手すり 手すりは、基準金利適用住宅工事仕様書におけるI（バリアフリータイプの仕様）のI.4.4（手すり）の項による。

長寿社会対応住宅

長寿社会対応住宅とは、居住者に身体機能の低下や障害が生じても一定に快適な生活ができるように新築時から配慮し、長寿社会に相応しい基本性能を有することを目的とした住宅であり、公庫融資上、上記のII.（長寿社会対応住宅工事の仕様）により建設される住宅をいう。

なお、長寿社会対応住宅工事の技術基準は、基準金利適用住宅のバリアフリータイプの技術基準（平成10年9月30日までの基準。ただし、基準金利適用住宅の共通要件である基礎の構造を除く。）と同じであるため、本仕様においては、後者の仕様を準用することとしている。

従って、実際の設計・施工にあたっては、それぞれ準用している基準金利適用住宅工事仕様書におけるI（バリアフリータイプの仕様）の本文、解説及び参考図等を参照すること。

III. 省エネルギー断熱構造工事の仕様

III.1 一般事項

- III.1.1 適用 1. 省エネルギー断熱構造工事の技術基準に適合する住宅の仕様は、この項による。ただし、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準（平成4年2月28日通商産業省、建設省告示第2号）による場合は、この項によらず特記による。
2. 本項において、※印の付された項目事項は、省エネルギー断熱構造工事の技術基準に係る仕様であるため、当該部分の仕様以外とする場合は、公庫の認めたものとする。
- ※3. 断熱性能の地域区分は、基準金利適用住宅工事仕様書におけるⅢ（省エネルギータイプの仕様）のIII.1.1（適用）の3の項による。
- ※4. 断熱工事の施工部位は、本項III.3（施工部位）の項による。
- ※5. 各部位の断熱性能は、本項III.4（断熱性能）の項による。
- ※6. 地域Iにおいては、本項III.8（気密工事）及びIV（開口部断熱構造工事の仕様）を併せて実施するものとし、地域II及びIIIにおいては、IV（開口部断熱構造工事の仕様）を併せて実施するものとする。
- III.1.2 断熱材の保管・取扱い 断熱材の保管・取扱いは、基準金利適用住宅工事仕様書におけるⅢ（省エネルギータイプの仕様）のIII.1.2（断熱材の保管・取扱い）の項による。
- III.1.3 養生 断熱構造工事に係る養生は、基準金利適用住宅工事仕様書におけるⅢ（省エネルギータイプの仕様）のIII.1.3（養生）の項による。
- III.1.4 注意事項 断熱構造工事に係る注意事項は、基準金利適用住宅工事仕様書におけるⅢ（省エネルギータイプの仕様）のIII.1.4（注意事項）の項による。

III.2 材料

- III.2.1 断熱材 断熱材の品質、形状及び種類は、基準金利適用住宅工事仕様書におけるⅢ（省エネルギータイプの仕様）のIII.3.1（断熱材）の項による。
- III.2.2 防湿材 防湿材の品質等は、基準金利適用住宅工事仕様書におけるⅢ（省エネルギータイプの仕様）のIII.3.2（防湿材）の項による。

III.3 施工部位

- III.3.1 断熱構造とする部分 ※断熱材の施工部位は、基準金利適用住宅工事仕様書におけるⅢ（省エネルギータイプの仕様）のIII.4.1（断熱構造とする部分）の項による。
- III.3.2 断熱構造としなくてよい部分 断熱構造としなくてよい部分の適用は、基準金利適用住宅工事仕様書におけるⅢ（省エネルギータイプの仕様）のIII.4.2（断熱構造としなくてよい部分）の項による。

III.4 断熱性能

- III.4.1 一般事項 ※断熱性能に係る一般事項は、基準金利適用住宅工事仕様書におけるⅢ（省エネルギータイプの仕様）のIII.5.1（一般事項）の項による。
- III.4.2 断熱材の種類 断熱材の種類は、基準金利適用住宅工事仕様書におけるⅢ（省エネルギータイプの仕様）III.5.2（断熱材の種類）の項による。
- III.4.3 断熱材の厚さ ※断熱性能の地域区分ごとの断熱材の厚さ等は、基準金利適用住宅工事仕様書におけるⅢ（省エネルギータイプの仕様）III.5.3（断熱材の厚さ）の項による。
- III.4.4 断熱材の厚さの特例 ※断熱材の厚さの特例の適用は、基準金利適用住宅工事仕様書におけるⅢ（省エネルギータイプの仕様）III.5.4（断熱材の厚さの特例）の項による。

III.5 断熱材・防湿材の施工

- III.5.1 断熱材及び防湿材の加工 断熱材及び防湿材の加工方法は、基準金利適用住宅工事仕様書におけるⅢ（省エネルギータイプの仕様）のIII.6.1（断熱材及び防湿材の加工）の項による。
- III.5.2 断熱材の充てん 断熱材の充てん方法は、基準金利適用住宅工事仕様書におけるⅢ（省エネルギータイプの仕様）III.6.2（断熱材の充てん）の項による。
- III.5.3 防湿材の施工 防湿材の施工方法は、基準金利適用住宅工事仕様書におけるⅢ（省エネルギータイプの仕様）III.6.3（防湿材の施工）の項による。

III.6 工 法

- III.6.1 断熱材の取り付け 断熱材の取り付けは、基準金利適用住宅工事仕様書におけるⅢ（省エネルギータイプの仕様）のⅢ.7.1（断熱材の取り付け）の項による。
- III.6.2 注意事項 工法に係る注意事項は、基準金利適用住宅工事仕様書におけるⅢ（省エネルギータイプの仕様）のⅢ.7.2（注意事項）の項による。
- III.6.3 床の施工 床の施工は、基準金利適用住宅工事仕様書におけるⅢ（省エネルギータイプの仕様）のⅢ.7.3（床の施工）の項による。
- III.6.4 壁の施工 壁の施工は、基準金利適用住宅工事仕様書におけるⅢ（省エネルギータイプの仕様）のⅢ.7.4（壁の施工）の項による。
- III.6.5 天井の施工 天井の施工は、基準金利適用住宅工事仕様書におけるⅢ（省エネルギータイプの仕様）のⅢ.7.5（天井の施工）の項による。
- III.6.6 通気止め 通気止めは、基準金利適用住宅工事仕様書におけるⅢ（省エネルギータイプの仕様）のⅢ.7.6（通気止め）の項による。
- III.6.7 外壁内通気措置 外壁内通気措置は、基準金利適用住宅工事仕様書におけるⅢ（省エネルギータイプの仕様）のⅢ.7.7（外壁内通気措置）の項による。

III.7 日射の遮蔽措置

日射の遮蔽措置は、基準金利適用住宅工事仕様書におけるⅢ（省エネルギータイプの仕様）のⅢ.8（日射の遮蔽措置）の項による。

III.8 気密工事

- ※気密工事に係る一般事項は、基準金利適用住宅工事仕様書におけるⅢ（省エネルギータイプの仕様）のⅢ.9.1（一般事項）の項による。
- III.8.1 一般事項 気密工事に係る材料の品質等は、基準金利適用住宅工事仕様書におけるⅢ（省エネルギータイプの仕様）のⅢ.9.2（材料）の項による。
- III.8.2 材 料 気密工事に係る壁、床、天井（又は屋根の施工）の施工は、基準金利適用住宅工事仕様書におけるⅢ（省エネルギータイプの仕様）のⅢ.9.3（壁、床、天井の施工）の項による。
- III.8.3 壁、床、天井（又は屋根の施工） 気密工事に係る壁、床、天井（又は屋根）の取合い部の施工は、基準金利適用住宅工事仕様書におけるⅢ（省エネルギータイプの仕様）のⅢ.9.4（壁、床、天井の取合い部の施工）の項による。
- III.8.4 壁、床、天井（又は屋根）の取合い部の施工 気密工事に係る開口部周りの施工は、基準金利適用住宅工事仕様書におけるⅢ（省エネルギータイプの仕様）のⅢ.9.5（開口部周りの施工）の項による。
- III.8.5 開口部周りの施工 気密工事に係る設備配管等周りの施工は、基準金利適用住宅工事仕様書におけるⅢ（省エネルギータイプの仕様）のⅢ.9.6（設備配管等周りの施工）の項による。
- III.8.6 設備配管等周りの施工 気密工事に係る注意事項は、基準金利適用住宅工事仕様書におけるⅢ（省エネルギータイプの仕様）のⅢ.9.7（注意事項）の項による。
- III.8.7 注意事項

省エネルギー断熱構造工事

省エネルギー断熱構造工事の技術基準は、基準金利適用住宅の省エネルギータイプの技術基準（平成10年9月30日までの基準。ただし、基準金利適用住宅の共通要件である基礎の構造及び公社分譲住宅・優良分譲住宅の付加基準等を除く。）と同じであるため、本仕様書においては、後者の仕様を準用することとしている。

従って、実際の設計・施工にあたっては、それぞれ準用している基準金利適用住宅工事仕様書におけるⅢ（省エネルギータイプの仕様）の本文、解説及び参考図等を参照すること。

IV. 開口部断熱構造工事の仕様

IV.1 一般事項	1. 省エネルギー告示による開口部断熱構造工事を行う住宅の仕様は、この項によることとし、III. 省エネルギー断熱構造工事の仕様を併せて実施するものとする。 2. ※印を付した項目の仕様とする場合は、これらと同等以上の性能があると公庫が認めたものとする。 ※3. 断熱性能の地域区分は、9.1.1（適用）の2による。
IV.2 開口部建具の種類	※1. 地域Iにおけるガラスが大部分を占める開口部は次のいずれかとし、その他のドアについてはへによる。 イ. ガラス単板入り建具の三重構造であるもの ロ. ガラス単板入り建具と低放射ガラスを使用した複層ガラス（空気層12mm以上ものに限る。）入り建具との二重構造であるもの ハ. ガラス単板入り建具と複層ガラス（空気層12mm以上のものに限る。）入り建具との二重構造であるものであって、少なくとも一方の建具が木製若しくはプラスチック製であるもの又はこれらと同等以上の断熱性を有するもの 二. ガラスを三層に使用した木製の気密建具（空気層がいずれも12mm以上のものに限る。） ホ. 低放射ガラスを使用した複層ガラス（空気層12mm以上のものに限る。）入り建具であって、木製若しくはプラスチック製の気密建具又はこれらと同等以上の断熱性を有するもの ヘ. 熱貫流率が2.0以下のもの ※2. 地域IIにおけるガラスが大部分を占める開口部は次のいずれかとし、その他のドアについてはニによる。 イ. ガラス単板入り建具の二重構造であるものであって、少なくとも一方の建具が木製若しくはプラスチック製であるもの若しくはこれらと同等以上の断熱性を有するもの又は金属製の建具でその枠を厚さが3mm以上で、かつ、幅が10mm以下の軟質ポリ塩化ビニル材（JISK6723（軟質ポリ塩化ビニルコンパウンド）に定める軟質ポリ塩化ビニルコンパウンドを形成したものをいう）若しくはこれと同等以上の断熱性を有するもので接続したもの ロ. 複層ガラス（空気層6mm以上のものに限る。）入り建具であって、木製若しくはプラスチック製の気密建具又はこれらと同等以上の断熱性を有するもの ハ. ガラス単板入り建具と複層ガラス入り建具との二重構造であるもの 二. 热貫流率が3.0以下のもの ※3. 地域III、IV及びVにおけるガラスが大部分を占める開口部は次のいずれかとし、その他のドアについてはハによる。 イ. ガラス単板入り建具の二重構造であるもの ロ. 複層ガラス入り建具 ハ. 热貫流率が4.0以下のもの
IV.3 注意事項	建具の枠と外壁の取り合い部においては、防湿及び気密上支障のないよう入念な施工を行う。

開口部建具

開口部とは窓（出窓、天窓を含む）、外部に通じるドア（玄関ドア、勝手口ドア）などをいう。

開口部に二重、三重のサッシ（ドア）を使用する場合は、内側ほど気密性、断熱性が高いものを使用することがサッシュ（ドア）の間（風除室を含む）の結露を防ぐ上で重要である。

外部に通じるドアのうち、ガラスが大部分を占める框ドアについては、「開口部建具の種類」に適合していること、他のドアについては、次の表のいずれかに適合しなければならない。

断熱玄関（勝手口）ドアの性能と適用地域における玄関の構成について

性 能 区 分		風除室の必要の有無		
開閉	玄関戸の熱貫流率 kcal/m ² h°C	I	II	III～V
開き戸 引き戸	2.0以下	不要	不要	不要
	2.1～2.5	必要	不要	不要
	2.6～3.0	必要	不要	不要
	3.1～3.5	必要	必要	不要
	3.6～4.0	必要（複風除室）	必要	不要
	ガラス単板入り建具と同等の性能を有する戸（5.6程度）	(注1) 必要（複風除室）	(注2) 必要	(注3) 必要

(注1) 複風除室とは、風除室のガラスすべてに複層ガラスを使用した風除室をいう。

(注2) 引き戸を使用する際、開口部を除くすべての部位において基準金利適用住宅工事仕様書におけるⅢ（省エネルギー・ギータイプの仕様）のⅢ.5.3の2に定める断熱材の厚さに10mm以上付加する場合は、風除室は不要とすることができます。

(注3) 引き戸を使用する際、開口部を除くすべての部位において、基準金利適用住宅工事仕様書におけるⅢ（省エネルギー・ギータイプの仕様）のⅢ.5.3の3に定める断熱材の厚さに5mm以上付加する場合は、風除室は不要とすることができます。

低放射ガラスを使用した複層ガラス

JIS R3106（板ガラスの透過率・反射率・日射熱取得率試験方法）に定める垂直放射率が0.2以下のガラスを1枚使用したもの又は垂直放射率が0.35以下のガラスを2枚使用したものという。

気密建具

JIS A4706（サッシ）に定める気密性「A-4（2等級線）」を満たすものをいう。

小窓の取扱い

- (1) 地域Ⅲにおいて、住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準〔平成4年2月28日通商産業省・建設省告示第2号〕に適合する住宅（ただし、日射取得係数の規定を除く。）については、浴室、便所等の小窓に開口部の基準は適用されない。
- (2) 地域IV、Vについては、浴室、便所等の小窓に開口部の基準は適用されない。